

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

①位置及び地理的特性

伊豆市は伊豆半島の北中部に位置し、その面積は 363.97 km²と県内屈指の広さを有する。北部の狩野川沿いに広がる盆地部、天城山系を中心とした広大な森林地帯、そして西側の駿河湾に面した沿岸部（土肥地区）という、大きく分けて3つの異なる地理的特性を持っている。この多様な地形は、地区ごとに異なる「洪水」「土砂災害」「津波」という複合的なリスクを地域経済にもたらしている。

②予想される災害と地域への影響

伊豆市における主要な災害リスクと、商工業者に与える直接的・間接的な被害想定は以下の通りである。

ア. 地震・液状化（静岡県第4次地震被害想定）

想定される南海トラフ巨大地震において、市内全域で最大震度「6強」の激しい揺れが予想されている。特に、狩野川沿いの平坦地や土肥地区の沿岸部では、地盤特性により液状化のリスクが高い。

商工業者へのリスク：

店舗や工場の倒壊、機械設備の転倒・破損といった直接被害に加え、液状化による建物の不同沈下が発生すれば、修繕費用は極めて高額となり、事業継続を断念せざるを得ないリスクがある。また、古い建物が密集する修善寺温泉街等では、地震直後の火災延焼による「面的」な商圈消失も懸念される。

イ. 津波（西海岸、土肥地区：ハザードマップ）

駿河湾に面する土肥地区は、津波被害の恐れが極めて高く、最大で「10m」の浸水が想定されている。特筆すべきは到達時間の短さであり、地震発生からわずか「約6分」で第1波が到達すると予測されている。

商工業者へのリスク：沿岸部に集中する旅館・飲食店・土産物店は、店舗の流失や設備全損の危機に直面する。また、6分という短時間は宿泊客の避難誘導において極めて厳しい条件であり、人的被害が発生することによる経営責任や風評被害は、その後の事業再開を困難にする最大の間接被害となる。

ウ. 洪水（狩野川水系：ハザードマップ）

一級河川狩野川において、想定最大規模の降雨（48時間総雨量 828mm）が発生した場合、市中心部を含む平坦地で最大「5m～10m」の浸水が予想されている。

商工業者へのリスク：修善寺駅周辺（柏久保、横瀬地区）の商業密集地が広範囲に浸水することで、在庫商品の滅失や、顧客データの喪失が発生する。また、浸水が長期化すれば、営業停止期間中の人件費や固定費が資金繰りを圧迫し、廃業に追い込まれる事業者が続出する恐れがある。

エ. 土砂災害（山間部一帯）

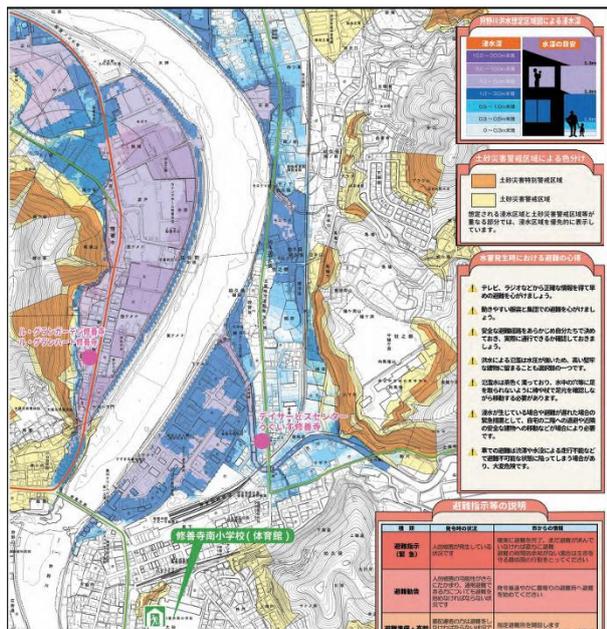
急峻な地形から、市内には1,180箇所（急傾斜地 590、土石流 579、地すべり 11）もの土砂災害警戒区域が存在する。

商工業者へのリスク：伊豆市の主要幹線道路である国道136号や414号が土砂崩れで寸断された場合、物流が完全にストップする。これにより、製造業の原材料調達不能だけでなく、天城地区

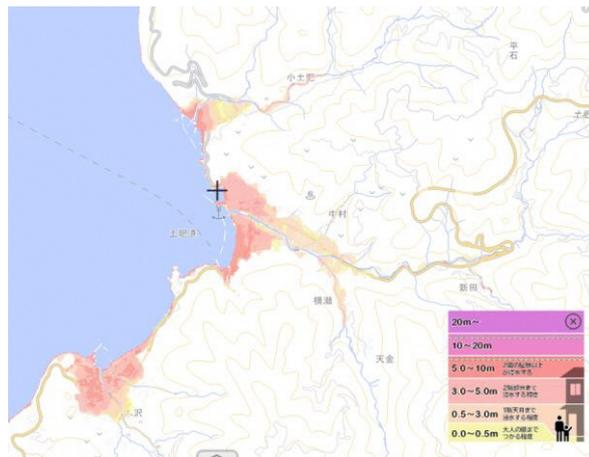
等の観光施設が物理的に孤立する「陸の孤島」化を招き、宿泊予約の全キャンセルによる甚大な収益機会の喪失が発生する。

オ. 高潮・高波（西海岸、土肥地区）

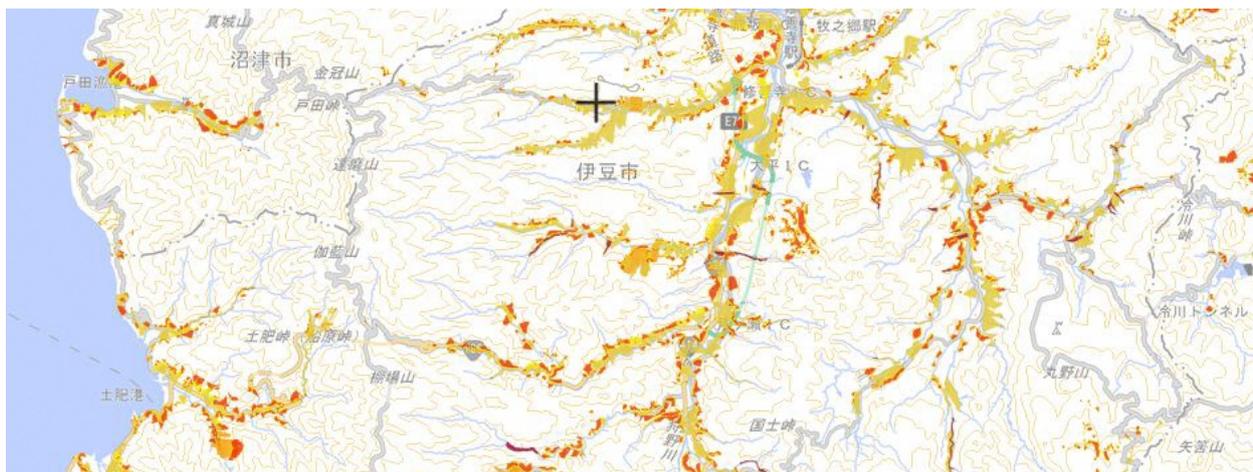
「高潮・高波」については、伊豆市沿岸部において台風、低気圧等の影響を受け、災害が予想される。季節的には、8月から9月下旬にかけては台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては海上を吹き抜ける西風のため、高潮が発生することがある。



修善寺駅周辺 洪水ハザードマップ



土肥地区 津波・洪水ハザードマップ



伊豆市 土砂災害ハザードマップ

カ. 原子力

「原子力災害」については、県内に浜岡原子力発電所があり、万が一の事故による放射能物質の大量放出が予想される。

県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を、御前

崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森町、磐田市の一部地域としている。なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する関心が高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。原子力災害対策を重点的に実施すべき区域外であるが、放射能物質への市民の関心が高いことから、県等を通じて災害情報を入手し、市民に対する情報伝達が必要である。

キ. 感染症

新型コロナウイルスにより「新しい生活様式」の考え方が普及し、これによる感染回避が求められている。

基本的な実施方法は「①身体的距離の確保・②マスクの着用・③手洗い」となり、一人ひとりの基本的感染対策行動が地域をウイルスから守ることにつながっていく。

ク. サイバー攻撃

近年、小規模事業者においても、情報システムやデータに対するサイバー攻撃（ランサムウェア等）による事業停止リスクが増加している。本計画では、自然災害だけでなく、デジタル化の進展に伴うサイバーリスクも事業継続上の重要な課題として認識し、支援に取り組むこととする。

③ 想定されるライフラインの支障

大規模地震等が発生した場合、事業所の建物が無事であっても、ライフラインの停止により事業継続は困難となる。

ライフライン	復旧予測（95%復旧）	商工業への具体的な影響
電力	約 1 週間程度	冷蔵・冷凍在庫の廃棄、電子決済・予約システムの停止
上水道	約 4～5 週間程度	宿泊業・飲食業の営業不可、製造現場の衛生管理不能
下水道	約 2～5 週間程度	トイレ使用不可による店舗・施設の公衆衛生悪化
都市ガス	約 4 週間程度	厨房機器の停止による提供サービスの中断
通信	数日～1 ヶ月以上	取引先との連絡途絶、受注機会の喪失

④ 産業別サプライチェーンへの影響と間接被害

伊豆市の主要産業は、相互に関連し合ったサプライチェーンを形成しており、一箇所の被災が地域経済全体に波及する。

観光業（宿泊・飲食・小売）：交通網の寸断やライフラインの停止により、地域全体の魅力が低下し、宿泊客が激減する。物理的被害がなくとも、SNS 等を通じた「被災地」というイメージの定着（風評被害）により、数ヶ月～数年にわたり顧客が戻らない「商圈の喪失」リスクがある。

農業（わさび・しいたけ等）：土砂災害により「わさび田」や「しいたけ栽培施設」が破壊されるだけでなく、集荷場や加工施設が被災することで、産地全体の出荷機能が麻痺する。これにより、首都圏等の主要取引先（レストラン・デパート）を競合産地に奪われる「取引先の永久喪失」のリスクがある。

スクが存在する。

製造業：精密機器や食品加工の工場が浸水等で停止した場合、下請けを行っている市内小規模事業者への発注が途絶える。親企業の生産拠点移転（地域外への脱出）は、地域雇用と経済循環の崩壊を意味する。

(2) 域内の商工業者の状況

令和7年3月末における商工業者数及び会員数は下表の通りである。

※定款会員 17名 特別会員 27名 商工会員合計 940名

令和7年3月31日現在 組織率 63.7% (※定款会員、特別会員は除く)

	商 工 業 者 の 業 種 別 内 訳									
	建設	製造	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	娯楽業	娯楽業 以外の サービス 業	その他	計
商工業者	307	153	31	253	160	104	28	278	93	1,407
小規模事業者	302	131	25	215	151	89	20	249	81	1,263
商工会員	208	95	21	161	105	75	12	164	55	896

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・各種防災計画の策定
- ・総合防災訓練等の防災訓練の実施（年1回 9月防災の日に合わせて）
- ・食料や簡易トイレ等の防災備蓄品の備蓄
- ・伊豆市防災指導員研修の実施
- ・ハザードマップの配布による災害危険箇所の周知

2) 当会の取組

- ・伊豆市商工会自身の事業継続計画の作成（平成26年～）
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知（税制優遇・金融支援等）
- ・事業者の事業継続力強化を支援する事業（普及啓発・指導助言・普及支援）
- ・防災備品の備蓄（本所・各支所）
- ・自主防災訓練の実施（本所）
- ・感染症対策として、緊急窓口を設置。各種給付金、補助金の説明や金融支援等。また、国や県の対策方針の説明を行い、業種ごとのガイドラインの周知強化を図った。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

令和3年度から実施された旧計画（計画期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日）の実施状況について、以下の通り定量的な評価を実施した。

1. BCP 策定支援（旧計画の実施項目）：旧計画では件数の目標は設定されていなかったが、実施期間中の支援実績は合計3件であった。
2. 共済・保険加入促進（旧計画の目標）：計画期間の総目標件数（年間30件×5年＝150件）に対し、実績は255件（再加入含む）（達成率：170%）であった。

評価・反省点：旧計画の評価を踏まえ、新計画においては、BCP策定支援の目標を明確に（5年間で10件）設定し、サイバー攻撃など新たなリスクへの周知活動を強化することで、災害への備えに対する地域の意識向上と計画の実効性を高めることとした。

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

現状では、伊豆市商工会の事業継続計画は平成26年に策定、平成30年に改定しているが、職員の定年退職等により大幅な人事の入れ替えがあり、新たに加わった職員の計画書に対する認識が薄い。また、その新職員が伊豆市の地理的特徴も把握していない為、事業者によるBCPの推進をするノウハウを有した人材が不足している。

そのため、事業者BCPの策定支援が進んでいない現状があり、専門知識やノウハウを持つ専門家の活用や、保険や共済の知識が豊富な損保会社等との連携が必要である。

【対策】

- ・専門家及び関係機関との連携強化：事業者へのBCP策定支援を加速させるため、静岡県商工会連合会から派遣される専門家や、損害保険会社等と連携した個別相談会・セミナーを開催し、専門的なノウハウを補完する。
- ・職員の資質向上と情報共有の徹底：新たに加わった職員を対象に、伊豆市のハザードマップや地理的特徴を学ぶ内部研修を実施する。また、過去の支援事例や商工会自身の事業継続計画（BCP）の内容を共有する会議を定期的で開催し、組織としての支援体制を底上げする。

3 目標

小規模事業者の事業継続力強化を支援することで、地域経済の活力を維持し、地域のサプライチェーンや生活関連機能の維持に貢献することを本計画の重要な目標の一つとする。伊豆市地域防災計画に基づき、東海地震のような大規模自然災害による被害や新型コロナウイルス感染症による影響に対する対策として、市、商工会、そして観光協会や旅館組合等が一つになって取り組んでいく。

特に、管内の小規模事業所の防災・減災対策は不十分であるため、経済活動が滞ることがないように、以下のことを目的とした事業継続力強化の取組を行う。

- ①地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害時等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した個別相談会等を実施する。また、その数値目標と保険内容については以下の通りとする。

各種共済・保険制度の加入促進目標件数：年間40件

保険内容：開催共済・火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他

- ・専門家や損保会社等と連携を強化し、必要最小限の災害リスクを認識させ、BCP策定支援を行い、有事の際、いち早く事業再開が出来るようにする。
- ・BCP策定支援目標：計画期間（5年間）で合計10件のBCP策定を支援する。

- ②発災時における連絡体制を円滑に行うため、伊豆市商工会と伊豆市との間における被害情報報告ルートを構築する。

・被害の把握や報告ルートの確立を行う。

- ③発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時

から構築する。

- ・組織内において法定経営指導員を中心に、市、観光協会、旅館組合等との連携体制を構築する。特に、今般、影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症では、市が商工会を含めた各種団体に召集を掛け、そこで得た意見を参考に施策や相談窓口の設置に反映したことから、レガシーとしてその枠組みを残し適切に対応していく。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年 4月 1日～令和13年 3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

伊豆市商工会と伊豆市の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・巡回指導、窓口相談、または各種アンケート実施時等を通じて、小規模事業者のBCP策定状況や防災への取組状況（ハザードマップの利用、保険・共済の加入状況、サイバーセキュリティ対策等）をヒアリングし、その結果をデータベース等で集約・分析する。把握した取組状況は、次年度以降の重点支援先の選定や、効果的な支援メニューの見直しに活用する。
- ・自然災害等の発災時には、伊豆市と連携し、「実態調査票（様式第5号）」等を用いて、地区内の小規模事業者の被害状況（建物、設備、製品等の被害額）を迅速に把握し、県へ報告する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。特に伊豆市の地区特性（土肥地区：津波、天城湯ヶ島・中伊豆地区：土砂、修善寺地区：狩野川水害）に応じた情報を特化して周知する。
- ・南海トラフ地震臨時情報についてその内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や県の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定、及び実効性のある取組の推進について、専門家派遣等を用いて個別指導・助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、普及啓発セミナーや行政の支援施策の紹介等を実施する。
- ・発災後、被災した小規模事業者に対し、緊急相談窓口の設置や復旧に向けた補助金・融資等の支援策の活用について指導及び助言を行う。具体的には、下表の通り被害規模に応じた応急対策の方針をあらかじめ定めておき、迅速な支援体制を構築する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

(3) フォローアップ

- ・BCPを策定した事業者に対し、定期的に取り組状況の確認を行い、計画のブラッシュアップや実効性を高めるための改善点について協議・指導を行う。
- ・伊豆市が実施する防災訓練への参加を促すとともに、震度6強の地震等を想定した伊豆市と商工会の連携確認訓練を必要に応じて実施し、本計画の実効性を検証する。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、認定有効期限が終了する前の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

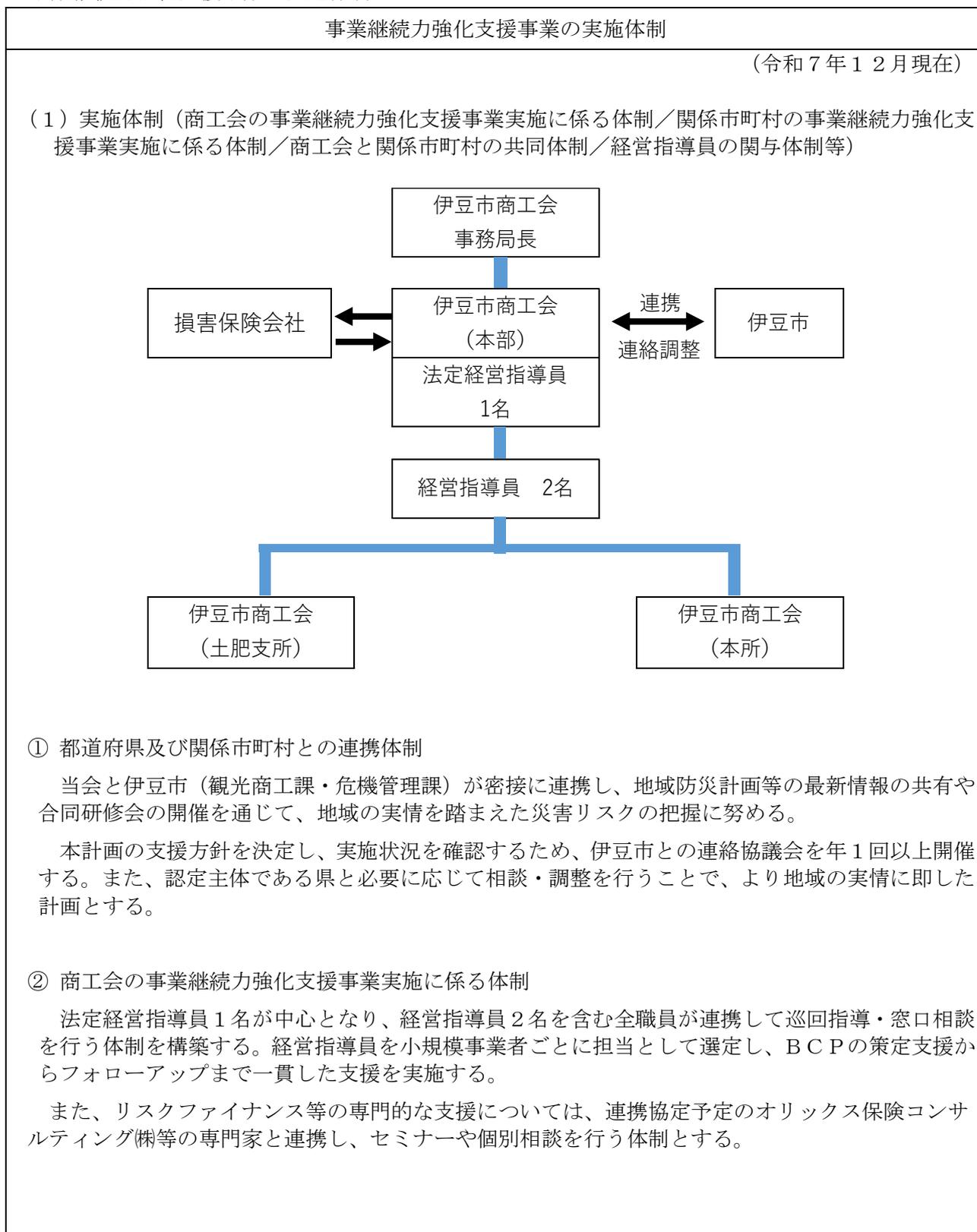
- ・広報誌やホームページ等で、域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開し、地域全体の意識向上を図る。
- ・地域のサプライチェーンの核となる事業者をあらかじめ特定し、優先的な支援体制を検討していくことで、地域経済全体の強靱化を図る。
- ・感染症流行時等においても、迅速に情報を共有し適切な対策を周知できる体制を平時から構築し、地域一斉の事業停止リスクを回避する。

(5) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ予定のオリックス保険コンサルティング(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや、リスクファイナンス（損害保険等）に係る相談会を実施する。
- ・伊豆市（観光商工課・危機管理課）と緊密に連携し、発災時には被害規模に応じた応急対策方針を協議の上決定し、発災後1週間は1日3回などの頻度で迅速な情報共有を行う。
- ・静岡県商工会連合会や静岡県、近隣の支援機関と連携し、広域的な被災情報の共有や専門家派遣、復旧支援策の周知を効果的に実施する。
- ・市観光協会や旅館組合等への普及啓発ポスター掲示依頼や、セミナーの共催を実施する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

本計画の目標達成状況や実施状況について、事務局長を責任者とする内部会議において、別表1に定める目標値に基づき毎年1回以上、定量的な指標をもって評価・検証を行う。

上記の評価結果を伊豆市との連絡協議会等で共有・検討し、次年度の支援内容の改善や必要に応じた計画の見直しを速やかに実施する。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

静岡県商工会連合会等が主催する研修会や勉強会に積極的に参加し、BCP策定支援、サイバーセキュリティ、損害保険等の最新知見の習得に努める。特に激甚化する自然災害への対応に関する研修を重点的に受講し、指導員の資質向上を図る。

(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高橋 正樹 (連絡先は後述 (3) ①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

③ 広域経営指導員の当否

経営指導員 高橋 正樹 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会、関係市連絡先

① 商工会

伊豆市商工会 業務推進課

〒410-2416 静岡県伊豆市修善寺 838-1

TEL : 0558-72-8511 / FAX : 0558-72-5482

E-mail : izu@izucci.jp

② 関係市

伊豆市役所産業部観光商工課

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 24-1

TEL : 0558-72-9911 / FAX : 0558-72-9909

E-mail : syoko@city.izu.shizuoka.jp

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
専門家派遣費	200	200	200	200	200
パンフ等作成費	200	200	200	200	200
通信費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、市補助金、事業委託費、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・三島信用金庫 (理事長：高嶋正芳 住所：駿東郡長泉町下土狩 96-3 TEL：055-973-5555) ・オリックス保険コンサルティング(株) 住所：沼津市大岡 1551-2 3F TEL:055-962-6630 (ファイナンシャル・ナビゲーター 宮内秀史) (ファイナンシャル・ナビゲーター 遠藤隆良) 住所：伊豆市大平 162-7 TEL：090-3951-3689 住所：伊豆市柏久保 626-5 TEL：090-1747-3398
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・連携先の専門家等を活用した商工会役職員向け研修会の開催により、支援者として休業補償や保養額など保険制度や各種商品等に対する知識習得を強化する。 ・地区内事業者に対して巡回指導時や連携先の専門家による個別相談会を通じて自然災害等の影響を軽減するための取組や休業への備え、災害補償等の損害保険・共済についてする際のハザードマップ等の情報提供を行い、商工会に対する取組をサポートする。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、BCP 普及啓発セミナー等により周知強化を図り、事業継続力強化計画の認定企業の増加を図る。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の復旧に・復興に向けた各種経営資源対策の相談窓口支援 ・復旧に向けた金融支援情報（補助金等）の提供 ・連携・協力企業のマッチング支援 ・その他、行政からの災害対策情報や一般企業のBCPに関する情報提供
連携して事業を実施する者の役割
①被災に伴う倒産及び事業廃止の阻止 ②被災に伴う資金繰り悪化防止 ③被災に伴う事業再建資金の調達
連携体制図等